

トップページ 〉 公表情報 〉 各種公表資料 〉 新しい在留管理制度がスタート!

■新しい在留管理制度がスタート!



「在留カードへの切替え」「居住地・所属機関等の届出」 について 6言語で紹介しています。



在留カードへの切替えの案内

日本語

English / 英語

中文〈简体字〉/ 中国語

中文〈繁体字〉/ 中国語

한국어/朝鮮語 (韓国語)

español / スペイン語

Português / ポルトガル語

住居地・所属機関等の届出の案内

日本語

English / 英語

中文〈简体字〉/ 中国語

中文〈繁体字〉/ 中国語

한국어/朝鮮語(韓国語)

español / スペイン語

Português / ポルトガル語

新しい在留管理制度について26言語で紹介しています!

日本語

アラビア語/アラビア語

す: ず / ベンガル語

回ईのかか / ビルマ語

中文〈简体字〉/ 中国語

English / 英語

Filipino (Tagalog) /フィリピン語 (タガログ語)

Français / フランス語

Deutsch / ドイツ語

निवासी कार्ड / ヒンディー語

Bahasa Indonesia / インドネシア語

한국어/朝鮮語(韓国語)

ພາສາລາວ/ ラオス語

Bahasa Melayu/マレーシア語

Монгол хэлу́уд/ モンゴル語

→ /ペルシア語

Português / ポルトガル語

Русский / ロシア語

español / スペイン語

ภาษาไทย / タイ語

芍⁻भ⁻ / チベット語

Türkçe / トルコ語

/ ウルドゥー語

Oʻzbek tili / ウズベク語

Tiếng Việt / ベトナム語



新しい在留管理制度はどういう制度なの?



新しい在留管理制度は,外国人の適正な在留の確保に資するため,法務大臣が,我が国に在留資格をもって中長期間在留する外国人を対象として,その在留状況を継続的に把握する制度です。

この制度の対象者には,氏名等の基本的身分事項や在留資格,在留期間が記載され,顔写真が貼付された在留カードが交付されます。

また,この制度の導入により在留状況をこれまで以上に正確に把握できるようになりますので,<mark>在留期間の上限</mark>をこれまでの3年から<mark>最長5年</mark>とすることや,出国の日から1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など適法に在留する外国人の方々に対する利便性を向上する措置も可能になります。

なお、新しい在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることになります。

「在留カード」が 交付されます 在留期間が最長5年になります

再入国許可の制度が変わります

外国人登録制度が 廃止されます









○ 「新しい在留管理制度」の対象となる人たちは?

- (1) 「3月」以下の在留期間が決定された人
- (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- (3)「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- (4) (1)から(3)の外国人に準じるものとして法務省令で 定める人 (注1)

-ジトップ

- (5) 特別永住者
- (6) 在留資格を有しない人 (注2)

この制度の対象となる中長期在留者は、例えば、日婚している方や日系人の方(在留資格が「日本人等」や「定住者」)、企業等にお勤めの方(在留、 術」や「人文知識・国際業務」など)、技能実習生

外国人住民の 住民基本台帳制度がスタート! 2 88 88 8

外国人を雇用する事業主の皆様へ 新しい在留管理制度導入後も 不法就労防止にご協力ぐださい

「在留カード」及び 「特別永住者証明書」の見方

在留カード及び特別永住者証明書 の氏名表記について

関係法令

出入国管理及び難民認定法

- <u>▶ 平成24年7月9日施行条文溶け</u> 込み版 [0.2MB]
 - <u>新旧対照表 [4.3MB]</u>

出入国管理及び難民認定法施行令

<u>▶ 平成24年7月9日施行条文溶け</u> 込み版 [19KB]

出入国管理及び難民認定法施行規 則

- <u>▶ 平成24年7月9日施行条文溶け</u> 込み版 [246KB]
 - ▶ 新旧対照表[198KB]

日本国との平和条約に基づき日本 の国籍を離脱した者等の出入国管 理に関する特例法

- <u>▶ 平成24年7月9日施行条文溶け</u> 込み版 [0.2MB]
 - ▶ 新旧対照表 [2.5MB]

日本国との平和条約に基づき日本 の国籍を離脱した者等の出入国管 理に関する特例法施行令 や永住者の方であり、観光目的で我が国に短期間滞在する方は対象となりません。

(注1) 法務省令には,「特定活動」の在留資格が決定された,亜東関係協会の本邦の事務所(駐日台北経済文化代表事務所,同横浜支所,同那覇支所,同札幌支所,台北経済文化大阪事務所及び同福岡支所)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方が定められています。

(注2) 外国人登録制度においては,不法滞在者についても登録の対象となっていましたが,新しい在留管理制度においては対象とはなりません。不法滞在の状態にある外国人の方は,速やかに最寄りの入国管理官署に出頭して手続を受けてください。なお,詳しくは,入国管理局ホームページに掲載している「出頭申告のご案内~不法滞在で悩んでいる外国人の方へ~」を御覧ください。

新しい在留管理制度における手続 の流れ

出入国港で

入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留力ードを交付します。

(注) 在留カードが交付されるのは、2012年(平成24年)7月からの制度導入当初は、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に限定されます。詳しくは9ページを御覧ください。

市区町村で

住居地の(変更)届出

地方入国管理官署で

住居地以外の(変更)届出

氏名,生年月日,性別,国籍・地域の変更届 出

在留カードの有効期間更新申請(永住者・16歳未満の方)

ページトップ

<u>▶ 平成24年7月9日施行条文</u> [<u>12KB</u>]

日本国との平和条約に基づき日本 の国籍を離脱した者等の出入国管 理に関する特例法施行規則

<u>▼成24年7月9日施行条文</u> [0.1MB]

▶ 改正法附則 [52KB]

手続案内

<u>再入国許可(みなし再入国許可を</u> <u>含む)で出国中に旅券・在留カー</u> ドをなくされた方へ

お問い合わせはこちらへ

外国人在留総合

インフォメーションセンター (平日8:30~17:15)

0570-013904

IP電話・PHS・海外から

03-5796-7112

モバイル版はこちら



在留カードの再交付申請

(在留カードの紛失,盗難,滅失,著しい毀損 又は汚損等をした場合)

所属機関・配偶者に関する届出

(就労資格や「留学」等の学ぶ資格,配偶者と しての身分資格で在留する方)

在留審查

在留期間更新許可,在留資格変更許可等の際, 中長期在留者の方には新しい在留カードを交付 します。

① ご注意ください!

新しい在留管理制度の導入に伴い,以下のような在 留資格の取消し事由,退去強制事由,罰則が設けられ ます。不法就労助長罪については,被雇用者が不法就 労活動をしていることを雇用主が知らないことに過失 があったときも処罰を免れないこととなります。

在留資格の取消し

- 不正な手段により在留特別許可を受けたこと
- 配偶者として「日本人の配偶者等」,「永住者の配偶者等」の在留資格で在留する方が, 正当な理由(注1)がなく,配偶者としての活動を6か月以上行わないで在留すること 配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことに正当な理由がある場合等在留資格の取消しを行わない具体例について
- 正当な理由なく住居地の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたこと 住居地の届出を行わないことに正当な理由が ある場合等在留資格の取消しを行わない具体 例について

退去強制事由

• 在留カードの偽変造等の行為をすること

▲ ページトップ • 虚偽届出等により懲役以上の刑に処せられた こと

罰則

- 中長期在留者の各種届出に関して虚偽届出・ 届出義務違反, 在留カードの受領・携帯・提 示義務違反をすること
- 在留カードの偽変造等の行為をすること

- 出入国在留管理庁● 公表情報 紹介
 - ト 出入国在留管理庁の 概要
 - ▶ 地方出入国在留管理 官署
 - ト 庁舎の移転・整理統 合
 - ▶ 情報発信
 - ▶ 日本に入国された外 国人のみなさまへ~ 新規入国者向けガイ ダンスページ~

- ト プレスリリース
- ▶ 更新情報
- ▶ 各種公表資料
- ▶ その他の公表情報

♪ 各種手続

- ▶ 手続の種類から探す
- ▶ 在留資格から探す
- P Q&A
- ▶ 情報公開
- ▶ 個人情報保護
- 公文書管理

● 在留支援

- ト 外国人生活支援ポー タルサイト
- ト 外国人在留支援セン ター(FRESC/フレ スク)

- 相談窓口・情報受● 関係法令 ・ 入管政策・統計 調達・採用情報 付 **関係法令**
 - ト 外国人在留総合イン フォメーションセン ター等
 - ▶ ワンストップ型相談 センター
 - ト 外国人在留支援セン ター(FRESC/フレ スク)における相談
 - ▶ 外国人との共生施策 に係る御意見・御要 望(御意見箱)

- - ト入管政策・白書 ▶ 調達情報
- ▶ 国会提出法案 ▶ 特定技能制度
- ト 最近の入管法改正 ト 外国人との共生施策
 - ▶ 統計
 - パブリックコメント

▶ 採用案内



- ト パブリック・コメント
- 入管法違反者に関する情報提供
- ト 職員等の違法又は不 適正と思われる行為 に関する情報提供
- セクハラ事案につい ての通報・相談
- ▶ 公益通報



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞 が関1-1-1 中央合同庁舎6号館 TEL03-3580-4111 (法務省代表) (法人番号:7000012030004) ▶ <u>サイト</u> マップ ► <u>リンク・著作</u> <u>権等について</u>

▶ <u>出入(帰)国記録に係</u> る開示請求について



外国人在留支援センタ ー(FRESC)

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー13階 TEL0570-011000 (代表) ※出入 (帰) 国記録,外国人登録 原票等の開示請求についてのお問 合せはこちら 情報システム管理室出入国情報開 示係 TEL03-5363-3005

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

